

平成26年第9回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成26年7月30日（水） 午後2時00分から午後2時51分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 第2会議室	
出席委員	委員長	山田 喜一郎
	委員長職務代理者	小川 浩美
	委員	藤田 正実
	教育長	山本 佳洋
事務局出席者	次長（管理担当）	保井 達也
	次長（指導担当）	呉竹 弘一
	次長（人権教育担当）	福井 喜伸
	管理監兼社会教育課長	福山 勝久
	教育総務課長	西出 八津子
	学校教育課長	立岡 秀寿
	文化スポーツ振興課長	山下 和浩
	歴史文化財課長	縮谷 隆
	甲南図書館交流館長（図書館統括担当）	保井 晴美
	学校教育課参事	藤村 加代子
	こども未来課参事	井ノ口 照美
	教育総務課総務企画係長	田村 勝也
書記	歴史文化財課課長補佐	長峰 透

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成26年第8回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 7月 教育長 教育行政報告  
(2) 教科用図書供給業者にかかる対応について  
(3) 平成26年度自然体験活動事業ニンニン忍者キャンプ実施要綱について

3. 協議事項

- (1) 議案第51号 甲賀市通学路安全対策連絡会設置要綱の制定について  
(2) 議案第52号 甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程  
(3) 議案第53号 甲賀市適応指導教室設置要綱を廃止する要綱の制定について  
(4) 議案第54号 甲賀市ことばの教室設置要綱を廃止する要綱の制定について  
(5) 議案第55号 甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成26年第10回（8月定例）教育委員会について  
(2) 平成26年第10回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

管理担当次長 おことわりですが、教育部長が文教常任委員会が午前中に終わる予定でしたが、全協が伸びたことで、2時に間に合いません。終わり次第帰ってまいりますので、ご了解をお願いします。

それでは、平成26年第9回甲賀市教育委員会定例会を開催させて

いただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、黙祷及び市民憲章の唱和をお願いします。

平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事において、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに慎んで哀悼の意を表すとともに、お二人にさらなる安心安全への取り組みを進めることを誓い、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくをお願いします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

夏本番を迎え、網を手に蝉やトンボを追いかける子ども達の姿が見られるようになりました。又、夏本番を迎え深緑の山々や紺青の海に郷愁を覚える季節ですが、皆様方に於かれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。又、本日は大変お忙しい中、第9回教育委員会定例会にご出席を頂きましてありがとうございます。

さて、7月19日より子ども達が楽しみにしておりました夏休みに入っています。一箇月以上に及ぶ長い休暇ですがその間、色々な学校や地区の催し物をはじめ、家族旅行、花火大会、キャンプ、海水浴、登山、納涼祭と楽しみが非常にたくさんあると思います。しかし、1つ間違えば大きな事故にも繋がります。長い休暇中事故のない様に又、生活習慣も規律正しく、健康で楽しい愛情いっぱいの休みになる様、望んでおります。又、地域の事業にも積極的に参加して社会勉強も大いに経験して頂きたいものです。

8月には、お墓参りにお盆もあります。現在の幸せを感謝する意味に於ても、お墓に参り、先祖様にお礼を言う習慣を身に付けて頂きたいものです。小さい時からの習慣が重要です。又一方、一学期の復習

も大切であります。反省してこそ成長が生まれます。1つの目標をたてて、努力する事も必要です。真黒に日焼けし、一廻りも二廻りも成長した子ども達が2学期を迎えられる事を期待します。

さて、先日の新聞にこのような記事が出ておりました。先の6月議会の一般質問でもありましたが、「日本の先生、働き過ぎ 週54時間で最長、授業外の仕事山積」という記事です。これは、世界の中学校34カ国（国際教員指導環境調査）の勤務環境調査の結果であります。内訳的には、授業17.7時間、授業の準備8.7時間、同僚との話し合い3.9時間、学校運営事務3.0時間、一般的事務業務5.5時間、課外活動の指導7.7時間であり、本来の授業以外でも仕事が出ている日本の教員像が浮かび上がりました。特に学校に於ては、校長の学校運営が大きく影響しています。日本の校長は、各国に比べ教員の指導向上に積極的に関与する割合が少なく、多くを教員に任せている様子がうかがえるとしています。甲賀市の実態も一度調査し、問題点や改善点等など現状検証の必要があると思います。特に今問題の過労死や先生の精神的な問題等についてもであります。

さて、本日の一言ですが、自問自答という言葉がありますが、自分のしたことを他の人々が評価します。ほめられる場合もあるでしょうし、けなされる場合もあります。冷ややかに無視される事もあるでしょうし、過分の評価にびっくりする事もあります。さまざまの見方がある、さまざまの評価であります。だから、うれしくなって心踊る時があれば、理解の乏しさに心を暗くする時もあります。一喜一憂は人の世の習いで賛否いずれもありがたい我が身の戒めと受け取りたいものです。しかし、やっぱり大事なことは、他人の評価もさることながら、まず自分で自分を評価するということにあります。自分のしたことが、本当に正しかったかどうか、その考え、その振る舞いにほんとうに誤りがなかったかどうか、素直に正しく自己評価するということになります。その為には、素直な自問自答をくり返し行わなければなりません。自らに問いつつ、自ら答える、これは決して容易でなく、安易な心構えで出来る事ではないのであります。しかし、そこから真

の勇気がわき、真の知恵もわいてくると思います。もう一度自問自答してみたい、もう一度自らに問い、自らに答えたいものです。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）平成26年第8回教育委員会（定例会）の会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）平成26年第8回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案のとおり、承認することとします。

委員長 続きまして、2. 報告事項といたしまして、（1）7月教育長教育行政報告について、資料2に基づき、報告をお願いします。

管理担当次長 それでは、（1）7月教育長教育行政報告について、資料2に基づきまして、6月27日開催の定例教育委員会以降、本日までの教育長の動静を中心に主な事項について行政報告をさせていただきます。

（以下、資料2により報告）

委員長 ただ今の（1）7月教育長行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 ご質問等ないようですので、（1）7月教育長教育行政報告については、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 次に、（2）教科用図書供給業者にかかる対応について、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（2）教科用図書供給業者にかかる対応について、口頭による説明となりますが、よろしく申し上げます。この件につきましては、先に教科用図書の納入業者でありますプレストの代表をされておられた山田氏の青少年淫行に係る逮捕への対応につきまして、ここでお諮りさせていただいたところでございます。そのことで、供給業者の変更の対応について、副市長、教育長が直接、県の教育委員会に

赴きまして変更等の要望書を届けさせていただいたところでございます。その後、県の教科書担当から文部科学省の担当に相談をかけさせていただきました。その結果、甲賀市のプレストの件は全国教科書供給協会というおおもとの協会がありますが、そこから文部科学省からの報告をすでに受けていると、その中で教科書の供給が滞る、止まってしまうということはないので、文部科学省としては関与する問題ではないという見解をいただきました。そして文部科学省教科書課無償給与係長から県の教育委員会に補足説明をいただき、国としても早期にこの問題については把握していたが、県の教育委員会に対して連絡できていなかったことをお詫びしたいということが一つありましたのと、文部科学省としては、全国教科書供給協会が決められた対応を尊重したいと、前に申しました代表を替えて供給は滞りなく行おうと申している、その全国教科書供給協会の考えに従いたいという旨の電話を県の教育委員会の方にいただいたところですが、その2つの文部科学省からの電話を県の教育委員会から市の教育委員会に連絡をいただいたという経緯がございます。

最終、7月2日に県の方から報告を受けました。以上でございます。

委員長

ただいまの、(2)教科用図書供給業者にかかる対応について、課長から説明いただきましたとおりでございます。この件について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員長

このような事例が多く出てきたら困ると思いますが、何か決めておかないと。県としても文部科学省としても、代表者を替えて名前だけを替えたら、収賄や贈賄ということがあっても辞めてしまったら、公共のものでも関れるということになったら、そのような例ができ、これでもよいということになったら困ると思うのですが。

管理担当次長

市としてはやれる範囲のことはやったと思います。

その結果、文部科学省も今のような返事ではありますが、あちらこちらからそのような話が出てきたり、また今回のケースは新聞紙上にこの時点では出ておりませんが、そのようなことが他所の事例で出てきたら、体制などを考えるかもしれません。

委員長           また新しい指定の書店を作るとか、一年間禁止して例えば教科書を扱っている書店にその間まかすとか、何かの方法で自制あるいは戒めというか、罰ではないが、そういうことがあっても当然かと思いますが。

                  よろしいですか。

                  では、報告事項として終わらせていただきます。

委員長           次に、（３）平成２６年度自然体験活動事業ニンニン忍者キャンプ実施要綱について資料３に基づき担当より説明をお願いします。

管理監兼社会教育課長   それでは、（３）平成２６年度自然体験活動事業ニンニン忍者キャンプ実施要綱について、資料３に基づき説明申し上げます。

                  （以下、資料３により報告）

委員長           ただ今、説明いただきました件につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願い申し上げます。

                  今年も職員の方は何名か行かれるのですか。

管理監兼社会教育課長   最終ページに組織図がございます。

                  （以下、資料３組織図により説明）

委員長           スタッフの方、非常に大変な仕事で、いろいろ責任分担していただいて安全について十分にご配慮いただくように、ご苦労さまですが、よろしくをお願いします。

管理担当次長   呉竹次長が現地に常駐していただきます。何かあれば連絡をさせていただきます。

委員長           よろしいですか。特にご質問、ご意見もないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長           それでは、３．協議事項に移らせていただきます。

                  （１）議案第５１号甲賀市通学路安全対策連絡会設置要綱の制定について、資料４に基づき説明をお願いします。

学校教育課長   それでは、（１）議案第５１号甲賀市通学路安全対策連絡会設置要綱の制定について、資料４に基づき、その提案理由を申し上げます。

                  （以下、資料４により説明）

委員長           ただ今、説明いただきました（１）議案第５１号甲賀市通学路安全

対策連絡会設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問ございませんか。

委員

これは通学路の点検のことだと思いますが、最近、いろいろな事件があり、通学路もそうですが、道路環境といいますか、人气が少なく子どもたちにとって危ない、保護者が危機を感じている所もあると思いますが、そのあたり通学路や道路に関して、不審者がどこでも、この前の事件ではご自宅の近くでもありましたし、ここは危ないというような所の協議をされたのか、地域情報など教育委員会に入ってきたものを土台にして、協議されたかどうかをお聞かせいただきたいと思っています。

学校教育課長

第一点目の防犯に関することについては、この連絡会としては交通安全に絞り、危険回避を進めたいと思っておりますが、防犯については、スクールガードさんやスクールガードリーダーさん中心に防犯としての取り組みをさせていただく会も別にありますので、こちらでは今のところ、交通安全に絞った形で進めてまいりたいと考えております。二点目ですがこれにつきましては、地域から要望が入ってくる訳ですが、今想定しているのは学校の通学路の点検、学校が把握している危険箇所をピックアップしてそこを重点的に、そこから整備していくとか、どこが一番危険であるとか判断して対策に結び付けていくということで、学校からの要望を元に進めようと思っておりますが、関係団体や市民環境部の生活環境課であるとか建設部等、こちらの方に要望が入ってくることを想定されますので、おそらく、この会の中で情報の共有はできるかと思っております。

委員長

よろしいですか。一昨日のテレビでA E Dの問題、学校や公民館など市の教育施設に置いてあるが、施錠してあり夜使えなかった。搬送されて最終的に死亡されたけれども、5分、10分以内にA E Dを使っていれば、結果は違っていただかもしれないということが報道されていまして、市の教育機関では施錠により、夜使えないという問題について、今後検討課題としてもらいたい。学校の玄関は施錠してありますね。

管理担当次長 してあります。

委員長 昼中はしてないのですか。インターホーンで開けてくれるわけではないのですか。

学校教育課長 きちっと施錠しております。

委員長 もし表で何かあった場合、他に開いている所もあるだろうし、使用は可能だろうが、AEDが24時間、使えるような体制でないといけないということで、見直しをかけて検討するということも、ニュースで言っていたので、市でも施錠を見直し、検討をしてもらえないかをお願いしておきます。

では、（１）議案第51号甲賀市通学路安全対策連絡会設置要綱の制定については、原案とおり、可決することとします。

委員長 次に、（２）議案第52号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程について、資料5に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 （２）議案第52号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程、（３）議案第53号甲賀市適応指導教室設置要綱の制定について、（４）議案第54号甲賀市ことばの教室設置要綱を廃止する要綱の制定についてにつきましては、関連したものでございます。

委員長 それでは、（２）議案第52号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程、（３）議案第53号甲賀市適応指導教室設置要綱の制定について、（４）議案第54号甲賀市ことばの教室設置要綱を廃止する要綱の制定についてはいずれも関連しており、一括して説明をお願いします。

学校教育課長 （２）議案第52号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程について、（３）議案第53号甲賀市適応指導教室設置要綱を廃止する要綱の制定について、（４）議案第54号甲賀市ことばの教室設置要綱を廃止する要綱の制定について、資料5、6、7に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料5、6、7により説明）

管理担当次長 補足ですが、健康福祉部の方におきまして、改めてことばの教室か

ら適応指導教室の設置を4月1日から施行しておりますので、教育委員会はなくす。健康福祉部で改めて作っているという施行の話になります。

委員長 4月1日というと来年ですか。

管理担当次長 26年の4月1日です。条例の3月議会が通りまして、その後、今の要綱や規則を精査している中で、そのような話になってきました。遅れて申し訳ないのですが、こちらの要綱について4月1日に遡って適用することをお願いしたいと思います。

委員長 では、(2)議案第52号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程について、(3)議案第53号甲賀市適応指導教室設置要綱を廃止する要綱の制定について、(4)議案第54号甲賀市ことばの教室設置要綱を廃止する要綱の制定について、一括審議させていただきたいと思います。

この件について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員 (1)議案第52号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程について、旧も現も書いてありますが、地域包括支援センターの今まで果たしておられた役割、情報収集という部分かと思いますが、その点の説明をお願いします。

管理担当次長 健康福祉部の地域包括支援センターなので、介護保険の相談や支援計画を立てたりなど、繋ぎをさせていただく部署ではあります。

学校教育課長 学齢期の小中学校についての動きが、あまり耳にしておらなかったのですが。

管理担当次長 主に情報提供をいただく所だと思います。

委員長 ほかによろしいですか。

いずれかの教育委員会が担当している分野なのではないでしょうか。それを健康福祉部へ持っていくということですね。

管理担当次長 全部持っていくという話ではないです。学校教育の中でも特別支援教育というのは、現存している部分もありますし、ことばの教室や適応指導教室の所管はそのまま健康福祉部の方へ持っていき、教育委員会の教育相談員については、その場所は教育委員会にあります。一部

池本管理監以下は発達支援課で、所管は健康福祉部で、いずれにしても連携はとらねばなりません。

委員長 向こうに持っていかねばならないというのは、今の教育委員会のままではだめなのですか。

学校教育課長 この機構改革につきましては、今まで生まれてから未就園の間であれば、つまり幼稚園や保育園に行くまでの間は健康福祉部が中心となって教育相談や発達支援を行ってまいりましたし、保育園に在籍すればこども未来課になり、また小中学校に在籍すれば教育委員会の方が教育相談であるとか、課題に対応する支援を行ってきましたが、3つの部署に分かれてバラバラになっていたものを、一つの部署にまとめて生まれた時から中学校の義務教育まで、先ほどの包括支援センターであればさらにその上の高校になる、義務教育を出たところまで教育相談支援体制を組んでいきやすいのではないかと、ということによって、この機構改革をさせてもらい、教育委員会から離れたといっても、業務については学校も連携しなければならないことばかりですので、連携しながらも組織としては一元化したというのが、この改革です。

特別支援に関しては、当然支援学級がありますし、特別支援学級に入るとか入らないとかなどは、当然学校教育に関ってきますので、教育支援係というのは今までとおりに置いておき、それと連携しながら進めていくという形にしております。

管理担当次長 今まででしたら、A君が最初の見立ては保健師さんで、健康診断で支援がいるのではないかと、言葉が遅いという話があって、その分野で行っていたのだけれども、幼稚園や義務教育に来ると、そこでプツンと切れはしなかったが、受け渡しがなかなかうまくいかなかった。中学校を卒業されるとまた健康福祉部の方で、そういう就労相談を含めて、ニートなどの就職の悩み、その人の相談もまた返ってくる。義務教育の間だけが飛んでしまう。ということになりかねない中で、一人の人をずっと発達支援や義務教育などは、ひとつの土俵に集約していく方がいいのではないかと、それぞれが知らないという話では決してないのですが、それを4月に行わせていただきました。

委員長 　ただ切り離すという問題ではなしに、相互の連絡が密にうまくしてもらわないといけないということ。保護者や地域から見て、これは学校の問題ではないのか、健康福祉部と教育委員会のどちらに言えばよいのか、これはこっちへ行ってください、これはこっちです、というように迷われないような、かえって複雑になるようでは具合が悪いと思います。教育委員会が今まで言ってきたように、切り離してよいものなら正確かと思うのですが、今までやってきたことが、どうしても不都合でこういう改革をするというならよいですが。

管理担当次長 　よりよい環境を作っていくということです。

委員長 　健康福祉部とは十分に話ができているのですか。

管理担当次長 　去年一年間、健康福祉部と教育委員会が機構の協議をしました。

委員長 　それで、これが一番ベストという結果ですね。

管理担当次長 　現状では、これが一番よいだろうと。お陰様で機構が変わったことに対する苦情などは耳にしておりませんので、うまく移行できたのではないかと考えております。

委員長 　問い合わせやいろいろな情報を聞きたい人があるだろうし、丁寧な受け答えをお願いします。担当が違うとか、そうするとクレームが出てきますから。

それでは、（２）議案第５２号甲賀市個別の教育支援計画に関する規程の一部を改正する規程について、（３）議案第５３号甲賀市適応指導教室設置要綱を廃止する要綱の制定について、（４）議案第５４号甲賀市ことばの教室設置要綱を廃止する要綱の制定について、ご質問もないようですので、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　それでは、（５）議案第５５号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について、資料８に基づき説明をお願いします。

人権教育担当次長 　それでは、（５）議案第５５号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について、資料８に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料８により説明）

委員長 　ただ今、説明いただきました（５）議案第５５号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長           この委員の8名の方はほとんど人権教育のプロばかりですね。

人権教育担当次長   そうです。

委員長           第三者的に組織を見るとか、人権を枠の外から見れるような有識者は入っておられないように思うのですが。これはプロばかりでよいのですか。

人権教育担当次長   これは人権教育に関しての委員会でございます。全般的な人権尊重のまちづくり審議会というものがございまして、その中には一般の皆様のご代表とか、いろいろな意見をいただく場がございますので、そちらの方で大元の方角づけをしていただくことを考えております。

                  社会教育委員を委嘱された段階で代表の方を推薦いただいて、その方もまたお諮りさせていただきたいと思っております。

管理監兼社会教育課長   社会教育委員は公募が3名となり、公募委員さんの周知が必要でございますので、8月1日号の広報で公募委員を募集して、中頃に締め切り、作文を頂戴して最終8月末になってこようかと思っております。9月にはと思っております。

委員長           ただ今の(5)議案第55号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱については、原案のとおり、可決することとします。

委員長           それでは、4. その他、連絡事項といたしまして(1)平成26年第10回(8月定例)教育委員会については、平成26年8月18日(月)午後13時30分から開会いたします。また、(2)平成26年第10回教育委員会委員協議会につきましては、平成26年8月8日(金)午後13時30分から開催をさせていただきますので、各委員の皆様方には、ご都合お繰り合わせ、ご出席いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長           それでは、最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思っております。

教育長           冒頭、委員長の挨拶にもございましたように、30度を越える夏日、そして、蒸し暑い日が続いております。しかしながら、来週末には暦の上では、秋の入り口をくぐるというところまでやってまいりました。暑中見舞いも残暑お見舞いという表記に変わるわけで、いずれにいたしましても、「もうしばらく」と自らに言い聞かせながら、がんばら

せていただいているところでございます。

さて、子どもたちが元気に活動しております夏休みも10日余り過ぎたところでございます。ひとまずのところ、子どもたちに関する事故等、今のところ連絡は届いておりませんので、何よりと思っておりますけれども、マスコミで連日報道されております佐世保の事件でありますとか、連れ去り事案、さらには熱中症、水の事故等、まさに、「まさか」魔性の魔に坂と書くのではないかと勝手に思っておりますが、まさかと言葉を失うような悲惨な事件、事故を耳にするにつけて、改めて身の引き締まる思いでありまして、健やかな子どもたちの日々を祈るばかりでございます。

10日間の間に中学校の県の総合体育大会の予選が行われましたし、小学校では市内4会場で市の水泳記録会が行われまして、いずれも子どもたちが溜め込んだ力を存分に発揮をし好成績をおさめるとともに、成長の階段をまた一段、登ってくれたとこのように報告を受けたところでございます。

事務局各課の事業も、目標に向かって前に進めているところでございますが、特に今年度、こども未来課所管のふれあいフェスタ事業をはじめとする、秋以降に予定しております市制10周年事業、いわゆる冠事業につきまして、関係各課中心に確実な事業執行に向けて準備を進めさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、夏というこの時期、下半期の秋の実りに向けて、十分な力を溜め込む時期でございます。確実な事業の進捗に向けて、ますます知恵を結集してまいりたいと考えております。

ひきつづきまして、ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成26年第9回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午後2時51分〕